

第1回 教科用図書選定審議会 議事概要

平成31年4月22日（月）

県庁3階大会議室

I 採択の基準

【採択の方針について】

●事務局：「採択基準（案）」の「1 採択の方針」について説明)

○委員長：審議会としては、教科書を採択するに当たって大もとになる基準を示すという役割を担っている。「1 採択の方針」についてそれぞれの立場から意見はないか。

○委員：採択権者とは、誰を指すのか。

●事務局：採択権者とは、市町村立学校の場合、市町村教育委員会である。県立学校は県教育委員会、国・私立学校は学校長である。

○委員：(6)の「積極的な公開に努めること」とあるのはどのように理解したらよいか。

●事務局：議事録や採択結果及びその理由など教科書採択に関する情報を、積極的に県民、国民に示すということである。

○委員：今回は新たに何種類の教科書について採択を行うのか。

●事務局：本年度は、小学校の11教科13種目、国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図工、家庭、保健、英語、道徳の採択を行う。英語は新たに教科化され、教科書が使用される。また著作教科書、附則9条教科書の採択を行う。

○委員：小学校の各種目の教科書発行者数はいくつか。

●事務局：国語は4社、書写は5、社会が3、地図が2、算数が6、理科が6、生活が8、音楽は2、図工が2、家庭が2、保健が5、英語が7、道徳は8である。

○委員：(1)の「公正確保の徹底」は非常に大切である。教職員に対しては、公正確保の徹底について教育委員会より指導できるが、教科書会社への指導はどうなっているのか。

●事務局：教科書会社に対しては、国から指導が行われているが、教科書協会が中心となり教科書発行者行動規範を制定している。これらの情報は、市町村教育委員会及び国・私立の学校にも通知をしている。なお、県教育委員会が行う、市町村教育委員会及び国・私立学校に対する指導については、「教員と教科書会社との接触について」という平成28年4月の通知を毎年度教科書事務説明会等で繰り返し示して説明を行い、周知徹底を図っている。

○委員：採択の具体的な手続きについて聞きたい。

●事務局：本審議会は県教育委員会からの諮問を受け、「採択基準」及び「選定に必要な資料」について、審議、答申する。これらが県教育委員会から市町村教育委員会等への指導、助言、援助となる。市町村教育委員会等は、「採択基準」及び「選定に必要な資料」をもとにしてさらに調査・研究を行い、それぞれの市町村教育委員会等で使用する教科書を決定する。

○委員：(4)のとおり「綿密な調査研究」をお願いしたい。特に英語については、初めて教科書を採択するということもあり、十分な調査研究ができるよう時間と体制を整えてほしい。

○委員：専門調査員の具体的な役割について説明いただきたい。

●事務局：専門調査員の役割は、「採択の観点」に基づき各種目ごとに「観点の具体」を設定し、一冊一冊の教科書について調査・研究を行い、それぞれの教科書の特徴を簡潔にまとめた研究資料を作成し、本審議会に報告することである。その研究資料について、第2回目の審議会で検討していただきたい。

【採択の観点について】

(●事務局：「2 採択の観点」について説明)

○委員長：まず、文部科学大臣の検定を経た教科用図書について審議したい。

○委員：(1)④については、関係する教科・種目が限られるのではないか。

●事務局：(1)④は岡山県教育大綱を基に県として重視したいこととして取り上げている。

- 委員長：本審議会として、それぞれの観点がこれで良いかを議論をしていきたい。委員から意見はないか。
- 委員長：(1) ④の観点は、県の教育大綱を基にしており、このような内容があるということはよい。
- 委員：(1) ⑤の観点はよい。児童生徒の学習意欲を喚起し、補充的な学習や発展的な学習ができ、家庭での自主的な学習が促される教科書であるという観点だ。実際はどうなのだろうか。
- 委員：教科書はとても優れた読み物の一つである。教科書は学校の中だけではなく、家庭学習などで活用できるものであってほしい。
- 委員：(1) ②の観点について、「知識技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育む言語活動」や「情報活用能力を育成する内容が充実している」とあるが、(1) ③の観点には、「探究的な活動の内容」という言葉があり、この記述で整合性はよいのか。
- 委員長：「言語活動」と「育成する内容」が並列で書かれている。分かりやすい記述にするにはどうすべきか、御意見をいただきたい。
- 委員：「表現する力を育む言語活動の充実」「情報処理能力を育成する活動の充実」と記述すればよいのではないか。
- 委員長：「表現する力を育む言語活動」の後に、「の内容」を加え、「情報活用能力を育成する」の後に「活動の内容」と加えれば、(1) ③の観点の「探究的な活動の内容」とも表現が統一されると思うが、どうか。
- 委員長：意見を基に修正してよいか。
- 委員：了承。
- 委員長：次に、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択の観点について、意見はないか。
- 委員：(1) ～ (3) の観点到に沿ってしっかり調査研究を行っていただきたい。

○委員：了承。

【採択の手続について】

(●事務局：「3 採択の手続」について説明。)

○委員長：採択の手続きについて意見はないか。

○委員：よい。採択地区協議会等においても、同じように法令に基づくことを確認しているところであり、法令に基づいて進めることが大事だ。

○委員：了承。

【選定に必要な資料について】

(●事務局：「選定に必要な資料」について説明)

○委員長：専門調査員会の設置を行ってよいか。

○委員：了承。